

新旧対照表

○都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則

新	旧
<p>第1条 (略) (知事が必要と認める図書)</p> <p>第2条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「法」という。)第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)による審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証</p> <p>(2) (略)</p> <p>(知事が不要と認める図書)</p> <p>第3条 省令第41条第3項に規定する知事が不要と認める図書は、前条第1号に掲げる適合証を提出する場合における省令第41条第1項の表の(イ)項に掲げる各種計算書とする。ただし、当該申請に係る低炭素化のための建築物の新築等(法第53条第1項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。)のうち、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第19条第1項の規定による届出又は第20条第2項の規定による通知をしなければならない行為が含まれている場合において、これらの届出又は通知をしないときを除く。</p> <p>第4条～第10条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (知事が必要と認める図書)</p> <p>第2条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「法」という。)第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)による審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証</p> <p>(2) (略)</p> <p>(知事が不要と認める図書)</p> <p>第3条 省令第41条第3項に規定する知事が不要と認める図書は、前条第1号に掲げる適合証を提出する場合における省令第41条第1項の表の(イ)項に掲げる各種計算書とする。ただし、当該申請に係る低炭素化のための建築物の新築等(法第53条第1項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。)のうち、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第19条第1項の規定による届出又は第20条第2項の規定による通知をしなければならない行為が含まれている場合において、これらの届出又は通知をしないときを除く。</p> <p>第4条～第10条 (略)</p>